

名の変更許可の申立てについて

(記入例1：申立人が15歳以上の場合)

家庭裁判所

はじめに

「正当な事由」があって戸籍上の名（氏名のうち名の部分）を変更するには、家庭裁判所の許可を得る必要があります（戸籍法107条の2）。どのような場合に「正当な事由」があると認められるかは、申し立てられた事件について家庭裁判所が判断することになります。

申立てに当たって必要なもの

申立書・・・必要事項を記入したもの

収入印紙・・・800円分（申立書に貼る。）

郵便切手・・・____円切手__枚, ____円切手__枚, ____円切手__枚

添付書類・・・（同じ書類は1通で足りませう。）

○申立人の戸籍謄本（全部事項証明書）

○名の変更の理由を証する資料（通称名を永年使用してきたことを理由とする申立ての場合には、申立時ではなく、事情をお尋ねする日などに、その資料の提示をお願いする場合があります。）

※審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。

申立書の記入について

この説明書及び裏面の記入例を参考にしてください。

申立人について

申立人は、名を変更しようとする本人です。その申立人が15歳未満のときには、法定代理人（親権者等）が代わって申立てをすることになります。

申立書等の提出先について

提出先は、申立人の住所地を管轄する家庭裁判所です（分からないときは、最寄りの家庭裁判所にお尋ねください。）。